

令和5年5月12日

新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了された方へ

当院では新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了しても10日間が経過していない方の診療については事前に抗原定性検査を実施させていただきます。

抗原定性検査が陰性であれば通常の外来診察で対応させていただきます。

抗原定性検査が陽性であった場合には、感染性を有するものと判断して通常の外来診察では対応困難となりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

不要不急であれば10日以上経過してからの受診をお願いします。つきましては、予約の変更を致しますのでご相談くださいますようお願いいたします。

亀田第一病院
病院長

【上記対応の理由】

新型コロナウイルスの5類移行に伴い、療養期間について見直しが成され「令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。」という内容に変更がありました。

そのうえで「10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心掛けましょう。」という文脈が添えられていることから、当院では10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があるものと捉え、上記対応を継続することと致しました。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。